

## 現場説明書（条件明示）

### 第2編 現場説明事項

#### 第1章 条件明示

10 その他		
(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	ない	・ 条件なし
	ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他の条件は、次のとおりとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。</li> <li>(2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章 総則第1節53「快適トイレ実施要領」基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。</li> <li>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基づつ2基/工事までとする。</li> <li>また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>